

発議案第 1 号

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

標記のことについて、鎌ヶ谷市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 3 月 4 日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 勝 又 勝

賛成者 小 易 和 彦

佐 竹 知 之

津久井 清 氏

佐 藤 剛

松 澤 武 人

提案理由

ロシアによるウクライナへの軍事侵略は、鎌ヶ谷市議会として断じて容認できないため、国に対し、国際社会と連携し、ロシア軍の即時撤収と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く求めるものである。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

国際社会の懸命の努力にもかかわらず、去る2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵略を開始した。ロシアによる侵略は、武力の行使を禁止する国際法の違反であり、武力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認することはできない。また、子どもを含む民間人への無差別攻撃は、国際人道法上の罪であり、決して許されず、厳しく非難する。

国においては、在留邦人及びウクライナの人々の安全確保に努めるとともに、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使して、ロシア軍の即時撤収と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

千葉県鎌ヶ谷市議会

発議案第 2 号

鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和4年3月11日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 勝 又 勝

賛成者 小 易 和 彦

佐 竹 知 之

津久井 清 氏

佐 藤 剛

提案理由

一般職の職員の期末手当における支給割合の改定等を考慮し、市議会の議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鎌ヶ谷市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15の割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。